

町内会の皆様へ

千歳市建設部都市整備課

公園での遊び方について（お知らせ）

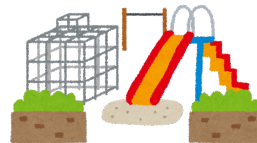
平素より、本市公園緑地行政にご理解・ご協力頂きありがとうございます。

さて、季節は夏に向かい、外での活動が活発となる時期となりました。児童・生徒の皆さまにおいては、市が管理する公園等で遊ぶ機会も多くなっているものと思います。つきましては、市に公園での遊び方について様々なご意見・ご要望（特にボール遊びについて）をいただいておりますことから、今一度確認の意味も込めまして公園での遊び方についてお知らせいたします。

公園が近隣住民や公園利用者にとって、憩いの場、安心して利用できる場とするため、下記の事項についてご協力をお願いします。

こうえん あそ かた
—公園での遊び方—

- やきゅう かた つか
 ・ **野球やサッカーなどの硬いボール^{*1}を使ったあそびで、**
 ほか ひと きんじょ いえ
他の人や近所の家をめいわく^{*2}をかけないようにしましょう。
- ゆうぐ しせつ じゅもく よこ
 ・ **遊具・施設・樹木などを、こわしたり、汚したりしないで、**
 たいせつ
大切にしましょう。
- か き きんし
 ・ **火気の使用は禁止になっています。**
- ゆうぐ つか
 ・ **遊具はゆずりあって使いましょう。**



【市内で野球やサッカーなどができる広場がある公園】

（大きな広場やバックネットがある公園）

遺跡公園（清流2丁目）、勇舞すこやか公園（桜木3丁目）、メムシ公園（根志越）、向陽台公園（文京3丁目）、指宿公園（大和4丁目）、すみよし2号公園（住吉2丁目）、ハヤブサ公園（泉沢）、しゅくぷ公園（梅ヶ丘2丁目）、上長都明星公園（上長都）、みどり台公園（みどり台南3丁目）、桜ヶ丘公園（高台5丁目）

【公園や緑地での行為の禁止事項】

千歳市都市公園条例第4条より、公園では次のことをしてはいけません。

- (1) 公園の施設を損傷し、または汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物、土石等を採取すること。
- (3) ごみその他汚物を捨てること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 広告又はこれに類するものを掲示し、又は散布すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- (8) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をすること。
- (9) 指定した場所以外の場所で火気を使用すること。

住宅地にある街区公園で、野球やサッカーなどの硬いボール^{※1}を使った遊びは、他人に危害又は迷惑を及ぼす行為にあたると思います。

～注記～

※1 硬いボールとは

サッカーボール、バレーボール、硬・軟式野球ボール、硬式テニスボール、ゴムボールなど

※2 危害又は迷惑行為とは

- ① 公園の施設（遊具、ベンチなど）や近隣住宅の外壁、車両、物置等にボールをぶつけること。またはそのおそれがある場所でボール遊びをすること
- ② 公園外にボールを出してしまうこと。また、ボールを拾うため、勝手に他人の敷地に侵入すること。
- ③ バットを使用したり、ゲーム形式でボール遊びをすること。

と考えています。